

第5回委員会	
資料3	2026/1/6

施設整備基本構想(案)に係るパブリック・コメントの実施について

1 実施期間 令和8年1月26日(月)～令和8年2月24日(火)

2 意見を提出できる人

- (1)次に掲げる区域内に住所を有する人
 - ①蕨市 ②戸田市
- (2) (1)に掲げる区域内に事務所又は事業所を有する人
- (3) (1)に掲げる区域内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) (1)に掲げる区域内に存する学校に在学する人
- (5) 蕨市又は戸田市に納税義務を有する人
- (6) パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する人

※(6)のパブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する人として、次に掲げる人等を想定します。

- ・さいたま市南区内谷四丁目～七丁目、辻一丁目～八丁目、白幡六丁目に在住、在勤在学、事務所・事業所がある人
- ・関係事業者

3 資料 (1)施設整備基本構想(案) (2)施設整備基本構想(案)概要版
(3)案件概要書 (4)募集要領 (5)パブリック・コメント意見提出用紙

4 実施の周知 (1)蕨市、戸田市広報1月号に掲載 (2)衛生センター組合協議会ニュース
(3)蕨戸田衛生センター組合ホームページ

5 資料の閲覧場所

(1)蕨戸田衛生センター組合ホームページ
※併せて、蕨市・戸田市のホームページにもリンクを掲載予定。

(2)紙媒体閲覧場所

【蕨市】

- ①市役所市民協働課②生活環境係庁舎③公民館7か所(中央、東、西、南、北町、下蕨、旭町)④図書館⑤交流プラザ

【戸田市】

- ①環境課窓口②市役所市政情報コーナー③戸田公園駅前行政センター
- ④福祉センター3か所(西部、東部、新曽)⑤笠目コミュニティセンター(コンパル)⑥新曽南多世代交流館(さくらパル)⑦上戸田地域交流センター(あいパル)

【蕨戸田衛生センター】

6 意見の反映及び組合の考え方の公表

(1)意見集約、回答調整	2月25日から3月5日(決裁後、回答の公表)
(2)基本構想修正(起案込み)	3月5日から3月12日(修正後委員長に確認)
(3)答申	3月13日